

秋田県条例第二十七号

秋田県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和四十三年秋田県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物									占用物件		占用料		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	一本につき一年	単位	所在地		
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話柱	第二種電話柱	第三種電話柱	その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類			第一級地	第二級地	第三級地
四三〇	六六〇	九〇〇	三九〇	六二〇	八五〇	三九	四	二	長さ一メートルにつき一年				
三六〇	五五〇	七四〇	三二〇	五一〇	七〇〇	三二	三	二					
三一〇	四八〇	六五〇	二八〇	四五〇	六二〇	二八	三	二					

法第三十二條 第一項第二号 に掲げる物件													
路上に設ける変圧器							一個につき一年						
地下に設ける変圧器							占用面積一平方メートルにつき一年						
変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所							一個につき一年						
郵便差出箱及び信書便差出箱													
広告塔							表示面積一平方メートルにつき一年						
その他のもの							占用面積一平方メートルにつき一年						
外径が〇・〇七メートル未満のもの							長さ一メートルにつき一年						
外径が〇・〇七メートル以上〇・一 メートル未満のもの							二三						
外径が〇・一メートル以上〇・一五 メートル未満のもの							三五						
外径が〇・一五メートル以上〇・二 メートル未満のもの							四六						
外径が〇・二メートル以上〇・三 メートル未満のもの							七〇						
外径が〇・三メートル以上〇・四 メートル未満のもの							九三						
外径が〇・四メートル以上〇・七							一六〇						

三八〇	三一〇	二七〇
二三〇	一九〇	一七〇
七七〇	六四〇	五六〇
三二〇	二七〇	二四〇
一、九〇〇	一、一〇〇	七六〇
七七〇	六四〇	五六〇
一六	一三	一二
二三	一九	一七
三五	二九	二五
四六	三八	三四
七〇	五七	五〇
九三	七六	六七
一六〇	一二〇	一二〇

令第七條第一 号に掲げる物 件	法第三十二條 第一項第六号 に掲げる施設	法第三十二條 第一項第五号 に掲げる施設						法第三十二條第一項第三号及び第四号に掲げる施設					
		地下街及び地下室	階段が一のもの	階段が二のもの	階段が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	その他のもの
		占用面積一平方メートルにつき一年											
		占用面積一平方メートルにつき一月											
		占用面積一平方メートルにつき一日											
		表示面積一平方メートルにつき一年											
		表示面積一平方メートルにつき一月											
		表示面積一平方メートルにつき一日											
		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額											
		Aに〇・〇〇七を乗じて得た額											
		Aに〇・〇〇四を乗じて得た額											
		七六〇	五六〇	三四〇	一七〇	七六〇	五六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇
		七六〇	五六〇	三四〇	一七〇	七六〇	五六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇
		七六〇	五六〇	三四〇	一七〇	七六〇	五六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇	七六〇

令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる工事用材料	令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物						
				アーチ		幕（令第七條第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		旗ざお	
				その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの
令第七條第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる工事用材料		令第七條第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七條第三号に掲げる施設	令第七條第二号に掲げる工作物	一基につき一月	その面積一平方メートルにつき一月	その面積一平方メートルにつき一日	一本につき一月	一本につき一年
七七	一九〇	Aに〇・〇二八を乗じて得た額	七七〇	九三〇	一、九〇〇	一九〇	一九	一九〇	六二〇
六四	一一〇		六四〇	五三〇	一、一〇〇	一一〇	一一	一一〇	五一〇
五六	七六		五六〇	三八〇	七六〇	七六	八	七六	四五〇

に掲げる施設							
令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積一平方メートルにつき一年					
	上空に設けるもの						
令第七条第九号に掲げる施設	その他のもの						
	建築物						
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの						
	建築物						
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの						
	上空に設けるもの						
	その他のもの						
	その他のもの						
令第七条第十二号に掲げる器具							
令第七条第十トンネルの上又は自動車専用道路							

三号に掲げる施設			三号に掲げる施設		
(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			を乗じて得た額		
上空に設けるもの			を乗じて得た額		
その他のもの			乗じて得た額		
			Aに○・○二を乗じて得た額		
			Aに○・○二を乗じて得た額		
			Aに○・○二八を乗じて得た額		

別表の備考第二号中「いい」の下に「、その区分は、次のとおりとし」を加え、同号に次のように加える。

- (一) 第一級地 秋田市の区域をいう。
- (二) 第二級地 能代市、横手市、大館市、湯沢市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。
- (三) 第三級地 第一級地及び第二級地以外の市町村の区域をいう。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。